

高浜再び差し止め

3号機より一時停止

大津地裁仮処分 稼働中は初

関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めを求めて滋賀県の住民が申し立てた仮処分について、大津地裁（山本善彦裁判長）は9日、「過酷事故対策や緊急時の対応方法に信憑すべき点がある」として差し止めを命じる決定をした。仮処分は直ちに効力を持たず、関電は不服申立てをしながら決定を覆さない限り、2基を法的に運転させない状態となった。関電は10日午前10時に営業運転中の3号機の停止作業に入り、同午後8時ごろ原子炉を停止させる方針。4号機はトラブルのため停止している。

（各取組）



関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めを求めて滋賀県の住民が申し立てた仮処分決定で、垂れ幕を掲げる住民ら。9日午後3時38分、大津地裁前。

仮処分決定で稼働中の原発が止まるのは全国初。東京電力福島第1原発事故後、原発の再稼働や運転を禁じた司法判断は3例目で、原子力規制委員会の新規制基準（N-NEWS）の審査に合格し再稼働した原発に対しては初めてとなる。新基準に適合した原発の再稼働方針を掲げる政府のエネルギー政策や電力会社は原発事故から5年を前に大きな打撃を受けることになった。

2基への差し止め仮処分決定は昨年4月の福井地裁決定以来、2度目。4月の決定は関電が申し立てた異議審で同12月24日、同地裁が取り消し。3号機は今年1月29日に再稼働。4号機も同2月26日に再稼働した（同29日のトラブルで運転を停止）ばかり。揺れ続ける司法判断により、再稼働の動きは「三転三転」している。菅総務相は「再稼働を進める方針は変わりはない」と述べた。関電は「極めて遺憾。到底承服できないものではない」とし、不服申し立ての手続きを取る見通し。

決定は福島原発事故の原因究明が進んでいない状況を重視し、政府が「世界一厳しい」と強調する新基準自体に「公共の安心、安全の基礎と考えるのはためらわれないを得ない」と疑問を呈した。決定理由で山本裁判長は「単に発電の効率性をもって甚大な災禍を引き換えるべき事情とは言い難い」と指摘。関電に対し「事故を隠す

えた原子力規制行政の変化や、原発の設計と運転のための規制がどう強化されたかを具体的に説明すべき」と痛切な立証責任を課した。その上で、非停時の電源確保や、原発の設計と運転のための規制がどう強化されたかを具体的に説明すべき」と痛切な立証責任を課した。その上で、非停時の電源確保

東日本大震災あす5年

仮設生活先見えず

活動する県人 本紙記者ルポ①



仮設住宅でのひなまつり会に参加し、住民と談笑する後藤さん（左）＝2日、岩手県陸前高田市

東日本大震災と福島第1原発事故から11日で5年を迎える。本紙記者が東北の被災地を訪れ、住民の思いや福井県関係者の活動の様子取材した。3回シリーズを紹介する。

知られる沿岸部では防波堤の整備が、街中では新しい住宅のための高台造成が着々と進む。ただ、同市に5年間滞在する元福井市議の後藤勇一さん（56）は「また先が見えない」とつぶやく。後藤さんは昨年10月、同市第一中学校にある仮設住宅に入居した。この仮設住宅には約100世帯の被災者が暮らし、自治会組織もある。3月2日に

- 決定骨子**
- 関西電力は高浜原発3、4号機を運転してはならない
 - 発電の効率性を重んじた火災と引き換えはできない
 - 福島原発事故をまた過酷事故対策や耐震基準策定、波対策や避難計画の策定が残り
 - 自治体ごとでは国民主導で事故時の避難計画を策定すべき
 - 住民の人格権侵害は安全性の確保を明瞭に示す必要がある

2/10 福井

原発政策 厳しく否定

関電に立証責任要求

【解説】 高浜原発3、4号機は再び法的に運転できない状態に陥った。地元の高浜地裁が一度は認めた再稼働を、県外の裁判所である大津地裁が止め、司法判断はまたも大きく揺れた。同地裁の決定は東京電力福島第1原発事故を踏まえた過酷事故対策や地震、津波対策などに疑問を呈し「原発の安全性について関電は主張、立証を尽くしていない」と結論している。新規制基準そのものにも疑問を突き付けており、政府の原発政策が、厳しく否定された。

仮処分決定の主な違い

基準地震動の想定	想定を超える地震が来ないとの根拠は乏しい	国際水準に照らしても余裕があり、不合理な点はない	想定手法に疑問があり、十分な説明がなされていない
使用済み核燃料	堅固な施設によって閉じ込めるなど対策が取られていない	高い耐震性があり、冷却手段を整備している	施設の崩壊時に、冷却水を適切な速度で注入できるか疑問
新規規制基準	緩やかにすぎ、合理性に欠く、適合しても原発の安全性は確保されない	専門的な知見で策定・審査しており、合理性がある	福島事故の原因究明が道半ばな中、新基準を策定した姿勢に不安

高浜運転差し止め

福島原発事故以前、原発訴訟では国の審査に合格している原発が認められる例がほとんどで、危険性の立証責任は住民側が負うとされた。この考え方は、高浜2基の再稼働を認めた昨年12月の福井地裁の仮処分異議審議決定や、九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県）の差し止め仮処分を下した同4月の鹿児島地裁決定も採用。結果的に「原子力規制委員会の新基準に不合理な点はない」との判断につながった。

福島の原発事故以前、原発訴訟では国の審査に合格している原発が認められる例がほとんどで、危険性の立証責任は住民側が負うとされた。この考え方は、高浜2基の再稼働を認めた昨年12月の福井地裁の仮処分異議審議決定や、九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県）の差し止め仮処分を下した同4月の鹿児島地裁決定も採用。結果的に「原子力規制委員会の新基準に不合理な点はない」との判断につながった。

高浜原発運転差し止め仮処分の争点

争点	住民側	関西電力側
新規制基準について	東京電力福島第1原発事故が教訓にも低い	高い専門性と独立性を持つ原子力規制委員会を教訓に策定
基準地震動	耐震設計の基準値が十分でない	新基準の下、耐震設計の基準値を策定している
避難計画	実効性がない	放射性物質の放出が想定される危険性がない

周辺地域 高まる当事者意識

高浜原発3、4号機の運転差し止めを命じた大津地裁の仮処分決定は、避難計画にも疑問が残るとし、自治体単位ではなく、国主導での避難計画の策定が急務だと指摘した。この問題提起は全国の原発周辺地域が抱える不安と合致している。

周辺自治体の間では当事者意識が急速に高まり、立地自治体に限定されている再稼働時の地元同意権を要求する首長も増えている。

東京電力福島第1原発事故では、周辺地域も大規模な住民避難を強いられた。この経験を生かして、原子力規制委員会には、住民の避難計画を事前に策定して対策を講じる区域を東京地裁に起こした。

一方、今夏以降の再稼働が見込まれる四国電力伊方原発（愛媛県）の30*圏に入る同県八幡浜市では、市民団体が昨年12月、再稼働の賛否を問う住民投票に必要な条例制定を求め、市の有権者の3分の1を超す1万人余りの署名を市に提出した。条例案は議会でも否決されたが、周辺地域でも多くの住民が当事者として関心を持っていることが浮き彫りになった。

決定は「起りうる最大の地震」を踏まえるべきだと批判し、異議審議は「合理的」と判断。今回は、「最新の知見に基づいた」とする資料は示されていない」と突き放した。司法判断は、振れ幅の大きい状況が続く。今回の決定を受けた後、住民側弁護団からも「司法の流れがどこに向かうかは混沌としている状況」との声が漏れた。ただ、昨年4月の福井地裁に続き、大津地裁でも差し止め決定が出た事実は大変大きい。全国の原発訴訟に影響を与えることが予想される。

他原発への影響
大手電力が懸念
大津地裁が関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めを決定したことで、大手電力には他の原発の再稼働にも「影響が出る恐れがある」（関係者）との懸念が強まった。電力業界には早期稼働による業績改善への期待が高まっていただけ、冷や水を浴びせられた形となった。

東京電力福島第1原発事故後、原発の代わりに動かす火力発電所の燃料費がかさみ、発電コストは上昇。電気料金がかかり、大手電力の業績も悪化した。

原発の運転差し止めが争われた主な裁判

対象	地裁	結論	現状
北陸電力志賀原発2号機（石川県志賀町）	金沢	差し止め（2006年3月判決）	差し止め
関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）	福井	差し止め（14年5月判決）	控訴審中
関電高浜原発3、4号機（福井県高浜町）	福井	差し止め（15年4月仮処分決定） 取り消し（15年12月異議審議決定）	控訴審中
九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県薩摩川内市）	鹿児島	差し止め（16年3月判決）	控訴審中

疑問が残るとし、自治体単位ではなく、国主導での避難計画の策定が急務だと指摘した。この問題提起は全国の原発周辺地域が抱える不安と合致している。

周辺自治体の間では当事者意識が急速に高まり、立地自治体に限定されている再稼働時の地元同意権を要求する首長も増えている。

